

京都府北部地域連携都市圏公共交通計画及び 宮津市地域公共交通計画の策定について

議会全員協議会資料
令和3年12月22日
企画財政部

地域公共交通においては、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（地域公共交通活性化再生法）が改正され、原則として全ての地方公共団体で『地域公共交通計画』を策定することとされました。

こうした中、京都府北部7市町が連携し市域を越えて「京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会」（会長：城崎宮津市長）を立ち上げて『京都府北部地域連携都市圏公共交通計画』（広域計画）の策定に向けた、また、「宮津市地域公共交通会議」において『宮津市地域公共交通計画』（宮津市計画）の策定に向けた協議を進めています。

■『京都府北部地域連携都市圏公共交通計画』（広域計画）及び『宮津市地域公共交通計画』の素案の概要（別添資料を参照）

【計画の位置づけ】

- ◆地域公共交通活性化再生法第5条で定める地域公共交通計画（策定は努力義務）

【計画で定める内容】（国土交通省『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き』を踏まえて）

- ◆現状（移動ニーズの実態等について記述するもの）
- ◆計画期間 ⇒ 令和4年度～令和8年度（5年間）
- ◆基本的な方針
 - ⇒「自家用車に過度に頼ることなく、公共交通の利用者の満足度を高めるとともに、利用機会などをつくりながら、公共交通へのマインドセットの転換を図っていく」という共通認識のもと、
 - 広域計画は『第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョン』で掲げる「多様なニーズに対応する持続可能で便利な交通圏域」
 - 宮津市計画は『第7次宮津市総合計画』で掲げる「持続可能な公共交通を確立し、併せて、先進技術を活用したシームレスな（継ぎ目のない）移動しやすいまち」をベースに設定
- ◆実施計画 ⇒ 広域計画・宮津市計画ともに「3つの目標」のもとに方策を定めていく
- ◆計画目標（（国の手引きの標準指標をもとに）定量的な目標値を設定するもの）
- ◆達成状況の評価 ⇒ 毎年度、広域計画は協議会で、宮津市計画は公共交通会議で確認

■策定スケジュール

令和3年度

令和4年度

